○農林水産省告示第千百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年六月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市真伝町字大山一九（次の図に示す部分に限る。）、一九の二、一九の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年六月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字井戸谷一三五一の二から一三五一の四まで・一三五八の二・一三五九の二・一三六二の七・一三六四の六・一三六五の三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一三五七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第百二十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

○東北地方整備局告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第一条第一項の規定により告示する。

平成二十三年六月二十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	一般国道一号
工事区間	伊達市霊山町石田字五束刈から同市霊山町下小国字山岸まで
工事の種類	改築
工事開始の期日	平成二十三年六月二十一日

○近畿地方整備局告示第百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十一日

近畿地方整備局長　土綛　周平

第1　起業者の名称　兵庫県

第2　事業の種類　一般国道2号改築工事（姫路西拡幅・兵庫県姫路市下手野一丁目及び下手野二丁目地内）

第3　起業地

1　収用の部分　兵庫県姫路市下手野一丁目及び下手野二丁目地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県姫路市西今宿三丁目地内から同市青山二丁目地内までの延長2,120mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道2号改築工事（姫路西拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び兵庫県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により兵庫県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道2号（以下「本路線」という。）は、大阪府大阪市内を起点とし、兵庫県神戸市、姫路市、広島県広島市等の瀬戸内海沿岸の主要都市を経由して、福岡県北九州市内を終点とする総延長約669kmの主要幹線道路である。

姫路市内における本路線は、ＪＲ姫路駅や世界文化遺産である国宝姫路城が位置する市の中心部とその東西に広がる市街地を結ぶ主要幹線道路として日常生活等に重要な役割を担うとともに、「緊急輸送道路ネットワーク計画」において第1次緊急輸送道路として位置づけられていることから、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークの一部として機能することが求められているところである。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから交通容量が不足しており、さらに沿道には第二次救急医療機関である姫路赤十字病院や消防署などが立地しており、救急車や消防車などの緊急車両の迅速な通行の確保が強く求められているにもかかわらず、慢性的な交通混雑や渋滞が発生し、交通事故も多発しているなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している。

平成17年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、姫路市下手野町地内で31,971台／日、混雑度は2.30となっている。